

平成28年9月14日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 豊村貴司  
3番 朝長 勇  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 上田雄一  
12番 古川盛義  
15番 末藤正幸  
18番 山口昌宏  
20番 牟田勝浩  
23番 江原一雄

副議長 吉川里己  
2番 猪村利恵子  
4番 山口 等  
7番 池田大生  
9番 石橋敏伸  
11番 山口裕子  
14番 山崎鉄好  
16番 宮本栄八  
19番 川原千秋  
21番 松尾初秋  
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

17番 吉原武藤

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏  
次 長 江上新治  
議事係 長 吉永和彦  
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	前	田	美
教	育	浦	郷	究
副	教 育	浅	井	雅
技	監	松	尾	定
総	務 部	北	川	政
企	画 財 政 部	平	川	剛
営	業 部	井	上	祐
営	業 部 理 事	千	賀	耕
営	業 部 理 事	小	田	修
く	ら し 部	大	宅	敬
く	ら し 部 理 事	井	上	将
こ	ど も 教 育 部	諸	岡	隆
こ	ど も 教 育 部 理 事	水	町	直
ま	ち づ ぐ り 部	古	川	清
山	内 支 所	橋	口	一
北	方 支 所	岩	瀬	清
会	計 管 理 者	中	野	博
上	下 水 道 部	笠	原	孝
総	務 課	川	久 保	和
財	政 課	松	尾	徹
企	画 課	古	賀	龍 一 郎
選	挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	神	宮	一 文
監	査 委 員 事 務 局 長	末	藤	勇 二
農	業 委 員 会 事 務 局 長	永	尾	淳 一

---

議 事 日 程 第 6 号

9月14日（水）9時59分開議

日程第1	第52号議案	専決処分の承認について（平成28年度武雄市一般会計補正予算（第5回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第2	第53号議案	武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第3	第54号議案	武雄市税条例等の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第4	第55号議案	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第5	第56号議案	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第6	第57号議案	平成27年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第7	第58号議案	平成28年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第8	第59号議案	平成28年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第9	第60号議案	平成27年度武雄市水道事業会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会設置付託）
日程第10	第61号議案	平成27年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第11	第62号議案	平成27年度武雄市一般会計決算認定について（質疑・一般会計決算審査特別委員会設置付託）
日程第12	第63号議案	平成27年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第13	第64号議案	平成27年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第14	第65号議案	平成27年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第15	第66号議案	平成27年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第16	第67号議案	平成27年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第17	第68号議案	平成27年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第18	第69号議案	平成27年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）

日程第19	報告第9号	平成27年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（質疑）
日程第20	報告第10号	専決処分の報告について（質疑）
日程第21	請願第2号	臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願（趣旨説明・質疑・産業建設常任委員会付託）

---

**開 議 9 時59分**

**○議長（杉原豊喜君）**

おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第62号議案から第69号議案までの8議案及び報告第9号、報告第10号の2件並びに議員から提出されました請願第2号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

**日程第1 第52号議案**

日程第1. 第52号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第52号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第52号議案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第52号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第5回）は、原案のとおり承認することに決しました。

**日程第2 第53号議案**

日程第2. 第53号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第53号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

### 日程第3 第54号議案

日程第3. 第54号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第54号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

### 日程第4 第55号議案

日程第4. 第55号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第55号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

### 日程第5 第56号議案

日程第5. 第56号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第56号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第56号議案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

### 日程第6 第57号議案

日程第6. 第57号議案 平成27年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第57号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

### 日程第7 第58号議案

日程第7. 第58号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

第58号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

#### 日程第 8 第 59 号議案

日程第 8. 第 59 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

第 59 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 9 ・ 日程第 10 第 60 号議案 ・ 第 61 号議案

日程第 9. 第 60 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計決算認定について及び日程第 10. 第 61 号議案 平成 27 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についての以上の 2 議案を一括議題といたします。

第 60 号及び第 61 号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 60 号議案及び第 61 号議案は、10 人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第 60 号議案及び第 61 号議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次にお諮りいたします。ただいま設置されました特別会計等決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、1 番豊村議員、3 番朝長議員、6 番松尾陽輔議員、7 番池田議員、8 番石丸議員、10 番上田議員、11 番山口裕子議員、14 番山崎議員、18 番山口昌宏議員、20 番牟田議員の以上 10 名を、特別委員会委員に指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 10 名を特別会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

#### 日程第 11～日程第 18 第 62 号議案～第 69 号議案

日程第 11. 第 62 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 18. 第 69 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの、以

上 8 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。中野会計管理者

### ○中野会計管理者〔登壇〕

おはようございます。第 62 号議案から第 69 号議案までの、平成 27 年度の武雄市一般会計及び 7 つの特別会計の歳入歳出決算について御説明申し上げます。

決算書の 1 ページ、2 ページをごらんください。平成 27 年度武雄市歳入歳出決算総括表により御説明申し上げます。

総括表の一番下の列の 8 つの会計の合計では、予算現額 499 億 4,082 万 540 円に対し、収入済額 483 億 4,201 万 3,781 円、支出済額 468 億 7,193 万 9,233 円で、歳入歳出差引額で 14 億 7,007 万 4,548 円となっております。

2 ページの一番右側の欄に記載しています各会計ごとの歳入歳出差引額では、国民健康保険特別会計で支出に対し収入が不足しマイナスとなっております。これにつきましては翌年度、すなわち平成 28 年度歳入の繰上充用金で対応をしております。

また新工業団地整備事業特別会計では、平成 27 年度をもって事業が完了し特別会計を廃止したため、歳入歳出差引額ゼロで決算を行っているところであります。これら以外の会計ではそれぞれ歳入歳出差引額はプラスとなっております。

以上が一般会計及び特別会計の概要であります。詳細につきましては 3 ページから 38 ページにかけて第 62 号議案から第 69 号議案までの決算書を 39 ページ以降に事項別明細書を、315 ページ以降に実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書を掲載いたしております。なお主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書につきましては、別冊でお届けいたしているところでございます。

以上をもちまして平成 27 年度の一般会計、特別会計の決算の概要の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（杉原豊喜君）

これより質疑を開始いたします。

質疑は区分して行います。

まず、第 62 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に第 63 号議案から第 69 号議案までの以上 7 議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 62 号議案については 11 人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第 62 号議案については、一般会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次にお諮りいたします。ただいま設置されました、一般会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、2 番猪村議員、4 番山口等議員、9 番石橋議員、13 番吉川議員、15 番末藤議員、16 番宮本議員、17 番吉原議員、19 番川原議員、21 番松尾初秋議員、23 番江原議員、24 番谷口議員の以上 11 名を特別委員に指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました 11 名を一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。第 63 号議案から第 69 号議案までの以上 7 議案については、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって以上の 7 議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計等決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	10時10分
再	開	10時43分

#### ○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会における正副委員長の互選結果の報告を受けましたので、御報告をいたします。

一般会計決算審査特別委員会の委員長に 4 番山口等議員、副委員長に 19 番川原議員、特別会計等決算審査特別委員会の委員長に 8 番石丸議員、副委員長に 3 番朝長議員、以上のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

#### 日程第 19 報告第 9 号

日程第 19. 報告第 9 号 平成 27 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。平川企画財政部長

## ○平川企画財政部長〔登壇〕

それでは、報告第9号 平成27年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について補足説明を申し上げます。

議案書その2の1ページをごらんください。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

2ページをごらんください。

第1項の平成27年度武雄市健全化判断比率について御説明申し上げます。実質赤字比率につきましては、普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合であります。一般会計と土地区画整理事業特別会計を合わせた普通会計においては実質赤字がなかったため、実質赤字比率が算定されませんので、表記は横バーとしております。

なお、実質赤字比率に係る早期健全化基準はその団体の財政規模により算定され、本市の場合は12.92%となっております。この早期健全化基準以上になりますと、財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を実施することになります。

次に、すべての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示す連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額はありませんでした。

次に、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率は、本市の場合7.9%で早期健全化基準25%を下回っております。

次に、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率は21.7%で、早期健全化基準350%を下回っております。

次に、第2項の平成27年度武雄市公営企業会計資金不足比率であります。資金不足額が事業規模に占める割合を示す資金不足比率につきましては、いずれの会計においても資金不足がありませんでした。この資金不足率が20%以上になれば経営健全化計画を定め、計画に基づく経営の健全化を実施することになります。

以上で、報告第9号の補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

## ○議長（杉原豊喜君）

報告第9号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第9号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

## 日程第20 報告第10号

日程第20. 報告第10号 専決処分報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。平川企画財政部長

**○平川企画財政部長〔登壇〕**

報告第10号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書その2の3ページをごらんください。

これは、武雄高等学校東側の市有地を職員が草刈り作業中に起こしました物損事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、平成28年9月2日付で専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げる次第でございます。事故の概要でございますが、平成28年8月10日の午後3時40分ごろ職員が武雄高等学校正門東側の県道向かい側あります市有地の山林のり面を草刈り作業中に、隣接するアパートの外壁に草刈り機の刃が当たり破損させたものでございます。

損害賠償額は、外壁板の補修にかかる経費として7万7,760円でございます。職員が注意を怠り事故が発生いたしましたことに対して、深くおわびを申し上げます。今後このようなことがないように、作業を行う際は周囲の状況を十分確認し安全対策を講じるよう指導に努めたいと思います。

以上、御報告を申し上げます。

**○議長（杉原豊喜君）**

報告第10号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第10号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

**日程第21 請願第2号**

日程第21. 請願第2号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。23番江原議員

**○23番（江原一雄君）〔登壇〕**

請願の紹介議員として説明を申し上げます。

臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願について、請願の要旨が述べられております。要約して御説明申し上げたいと思います。

安倍政府は臨時国会でTPP協定を批准させようとしておりますが、参議院選挙で農業を基幹とする選挙区において野党統一候補が勝利したことに見られるように、TPP反対の国民の意思は明らかです。さきの通常国会では交渉過程を示した資料はタイトルと日付以外はすべて黒塗りで国民への説明も情報公開も十分ではありませんでした。これらの内容が農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合

は脱退も辞さないとするという、国会決議に違反していることは明らかではないでしょうか。

この間、報道されている中で思い出すのは関税を撤廃される農林水産物は82.3%の品目に入り農産物重要5品目でも、米、麦、牛、豚、乳製品、甘味資源作物を見ると28.6%の品目で関税撤廃が約束されているともいえます。これは農業、まさに破壊ともいえる協定ではないでしょうか。これまで林業分野で見るとその姿は示されているのではありませんか。農林水産業など我が武雄市でも、1次産業の崩壊はまさに危惧するところであります。地域経済と国土の破壊に直結するのではないのでしょうか。

T P Pの国会批准は、今度の臨時国会では十分な審議を求める国民の声に答えるべきではないでしょうか。国会批准を先送りされることをこの請願の趣旨に基づいて請願を採択されますようよろしくお願い申し上げます、紹介議員としての請願の要旨の提案にかえさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

請願第2号に対する質疑を開始いたします。質疑はございませんか。20番牟田議員

○20番（牟田勝浩君）〔登壇〕

趣旨説明者に何点かお伺いしたいと思います。

一番冒頭のほうに、さきの参議院選で農業を基幹とする選挙区において野党統一候補が勝利したようにT P P反対の国民の意思を明らかにする、その根拠がわからないんですね。

佐賀は農業を基幹としていますけども当確は一番で出た。だからこの根拠がわからない。さっきこれは趣旨説明でも言葉を使われましたね。農業基幹で野党統一候補が勝ったのがその理由の一つだということですけども、例えば佐賀は当確1位だった。全国で一番やった。だからここの根拠がわからない。

その間の途中、各T P Pに関しての説明がありましたけども例えば5品目。付属書、主要5品目ですね。そういうのに関しても例えば米に関していえば関税撤廃から外れて、それぞれの2国間協議で交渉の結果、撤廃じゃなく引き下げということもできると付属文書でできるということを決まっているんですね。そのところもこの話とは矛盾するんですけども、そのところがどうなのかというのが2点目。

3点目にアメリカのことを書かれていますね。アメリカの両大統領のことを書かれていますんですけども、例えばヒラリー・クリントン出てらっしゃいますけども、ヒラリーは今度の貿易協定に関しては米国人の雇用創出、そして賃金上昇、そして国家安全保障につながるのが現時点では内容がまだ整っていないという表明しかしていないんですね、ヒラリーは。完全に反対という言葉は使っていません。さっき言った理由で現時点では整っていない。加えて為替相場に関しても書いていないのが不満だと、そこまでしか言っていないんですね。反対というのは表明していないんですよ。

トランプは公約でもT P P反対と入れています。トランプはわかる。でも両候補はという

記述があるんですけども、今言った理由でヒラリーのほうはまだ現時点では望みに至っていないという表現しか使っていないのに反対ということでここには記載される。この3点をきちんとお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

3点御質問です。

第1点目の佐賀は当確で当選されたということではありますが、それは事実であります。ここに書かれているのは32の1人区の選挙区がありました。その中で32のうち11選挙区で野党候補が勝利されております。（発言する者あり）そういう意味では3年前の選挙では、自公の推薦の候補者は2勝2敗でしたけれども今回は11敗された。特に総理初め自民党首脳、公明党党首含めてまさに激戦区、重点区に応援に数度入られたという報道もされておりました。そういう中で東北にしろ、野党候補が勝利されたところはそうした選挙は選挙でございますが、やはりその勝利できた背景にはそうしたTPPへの反対の意思が明らかに選挙に直結したのではないかと思います。

〔20番「その根拠は」〕

そういう意味では佐賀はもちろんそうだと思いますが……

〔20番「そうでしょ」〕

本当に候補者がTPP賛成という明確な選挙公約、私も調べておりませんが……（発言する者あり）そうしたことが私は影響しているのではないかなと答えたいと思います。（発言する者あり）

2点目の付属書文書について2国間でできるから、いわゆる国民の声に答えているのではないかと御質問ですけれども、私は本論でこの関税撤廃というのが7年後には数年後には認めると。そうした大枠が認められている以上まさに公約違反、国会決議違反だというふうに認識しておりますので、あくまでもそうした問題の流れとして2国間協議という枠が示されていると考えております。

3つ目、アメリカの大統領選挙の件については、私はヒラリー氏がとっている態度はやはりアメリカ国民の世論の反映ではないかと考えております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

20番牟田議員

○20番（牟田勝浩君）〔登壇〕

根拠がわからないんですね。僕は内容の根拠がわからないと言っているんですよ。

例えば一番最初のTPP反対の声を、意思をしたのは明かですという文書がある。だから

佐賀もあります。ほかにも挙げましょうか。どどこ県は農業基幹の件で当選早かったと。だからこの文書は違うんじゃないかということで聞いたんです。根拠は何なんだと。これは1つ目のところですね。

2つ目のところは、7年後撤廃じゃなくてここの間のところの文章の書き方がもう既に撤廃ということでは言われているけれど実際は付属文書でいいという部分もあると。そういうところでこの文章はおかしいんじゃないかということで言っているんですよ。

3番目のヒラリー候補に関しても、そういうことを言っていますと具体的に言ったんですけどもアメリカ国民の意思は明らかですとか全く書いている部分の根拠がないんじゃないかと。わからない。

これでちょっと通してくれということで言われてもわからないので今の3点、もう一度再度、根拠をお願いします。

**○議長（杉原豊喜君）**

23番江原議員

**○23番（江原一雄君）〔登壇〕**

20番の牟田議員の質問ですけれど、佐賀は当選されているからTPP反対の国民の意思は示されていないと、あるいは佐賀含めて農業県の中で示されていないと。私は今度の参議院選挙の結果状況、選挙戦の中の状況を見てもその後の選挙後のいろんな選挙の内容について、いろいろ見解がマスコミ、新聞を通して伝えられている中で私自身勉強する中でまさに安倍総理は、選挙戦は一切そうした国民の一番関心事には答えなかったというのが最大の根拠だというふうに思っています。（発言する者あり）

2点目の文書がおかしいと。7年後ということで、それも含めて3番目の問題で根拠がないということをおっしゃるけれども、私がここで紹介議員として説明申し上げましたように、私は議員として内容についてここに文書を示していることについて御説明申し上げましたが、願意を含めて今のTPPが本当に国会の中でももっと国民に情報を開示して黒塗りでなく臨時国会で議論をして国民にちゃんとわかる開かれた国会にしてほしいというのがこの願意であります。（発言する者あり）

私は今、質問の中3点、二度言われましたけれども、そうした内容についてこの提出者の思いを酌み取っていただけるものと思いますし、私の説明が足りないということであるならばまた請願者団体含めて御説明申し上げたいと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

18番山口昌宏議員

**○18番（山口昌宏君）〔登壇〕**

一点だけ。先ほど牟田議員の質問の中で1番目にありました野党統一候補が勝利したことに見られるようにという文言がありますけれども、この請願を出されるときに果たしてこれ

を通すつもりで出されたのか。(笑い声)あるいはもう通らないのが当然という気持ちで出されたのか、その辺をちょっとお尋ねします。(笑い声)

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

それは国民あるいは市民が請願権を行使して提出されているわけでありますので、その思いは酌み取っていただく。(発言する者あり)それが請願の趣旨だと思いますので、私がこの文書を起こしたわけでもありませんので、請願団体の思いを酌み取っていただければと思います。

○議長（杉原豊喜君）

18 番山口昌宏議員

○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

だからですね、紹介者としてあなたが出すときにチェックするときにこれは通るのかなという、あるいは通らなくていいからまず出すかという気持ちだったのかということをお尋ねしているんですよ。あなたとして紹介者として、この文言を見たらまず通らないということでしょう。じゃあそれを承知の上であなたが出されたのかどうかということをお尋ねしているんですよ。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

それは私が下すものでなく私の立場はこの請願の趣旨に申しあげましたように、我が武雄市議会でも武雄市政の農政を考え、農業の問題を考えたときに国会で議論されようとされている、提案されようとされているこの T P P に関する協定書を思って請願団体の思いを酌んで提出をしておりますので、今質問にありましたけれども通すつもりで出しているのかということをお尋ねしておりますが、当然前提はこの趣旨は武雄市議会でも採択していただきますことを念じて紹介議員になっております。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 11時5分